

財政の健全化判断比率等（速報値）について

令和7年9月30日

（企画政策部財政課）

1 健全化判断比率及び資金不足比率（速報値）の概要について

これらの比率は、平成19年6月22日に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められたものです。

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を算定し、その算定の基礎となった事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて令和7年9月牧之原市議会定例会に報告しました。

2 健全化判断比率（速報値）について

健全化判断比率と早期健全化基準及び財政再生基準

	牧之原市の比率			早期健全化基準 (R6 牧之原市の場合)	財政再生基準
	R6(速報値)	R5(確定値)	比較		
実質赤字比率	－(黒字)	－(黒字)	－	12.94%	20.00%
連結実質赤字比率	－(黒字)	－(黒字)	－	17.94%	30.00%
実質公債費比率	6.0%	5.8%	0.2%悪化	25.00%	35.00%
将来負担比率	－(※)	－(※)	－	350.00%	

注）実質公債費比率は3カ年平均となります。

※将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「－」と表示

上記のとおり、牧之原市の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下ですので、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は必要ありません。

指標	R6（速報値）	R5（確定値）	備考
	県内市町	県内市町	
実質公債費比率	5.1%	5.2%	政令市を含む加重平均値
将来負担比率	5.2%	4.1%	

3 資金不足比率（速報値）について

公営企業会計における資金不足比率と経営健全化基準

		水道事業会計	農業集落排水事業特別会計	経営健全化基準
	R6	－	－	20.0%
資金不足比率	R5	－	－	

公営企業会計でも資金不足は発生していないため、経営健全化計画の策定は必要ありません。